

氏名	大北由恵
学位の専攻分野の名称	博士（法学）
学位記番号	甲法第20号（文部科学省への報告番号甲第656号）
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
学位授与年月日	2018年3月16日
学位論文題目	アメリカ不法行為法における加害者の判断能力とネグリジェンス責任
論文審査委員	（主査）教授 大西邦弘 （副査）教授 木村 仁 丸山英二（慶応義塾大学大学院健康マネジメント研究科特任教授）

論文内容の要旨

1. 本論文の目的とその構成

我が国において、判断能力が不十分とされる者については、カテゴリカルに不法行為責任が免除され、代わりに監督義務者が責任を負うという責任構造を有しているが、近年はその責任構造に「ゆらぎ」がみられ、責任無能力者制度の意義、またはその適用範囲について議論が活発化されているところ、責任能力という概念を有しないアメリカにおいて、未成年者、精神患者およびこれらの者と密接な関係にある者が、いかなる基準および根拠によってネグリジェンス責任の有無が判断されているのかを詳細に明らかにすることにより、我が国の不法行為責任構造に対して、新たな視座を提供できるとする問題意識が、本論文には存在する。

以上の問題意識のもと、本論文は、その題目「アメリカ不法行為法における加害者の判断能力とネグリジェンス責任」とあるとおり、未成年者や精神患者など判断能力が不十分な者が他人に損害を与えた場合において、誰がどのような場合に責任を負うかというネグリジェンス責任の認定基準に関するアメリカ法の理論動向、その正当化根拠および課題を明らかにすることによって、我が国の不法行為法における責任無能力者制度または過失の判断に際して、一定の示唆を与えることを目的とするものである。

本論文は、5部構成である。第I章において、本論文の問題意識が述べられ、II章は、アメリカ法におけるネグリジェンス、III章は、未成年者の不法行為責任、IV章は、精神患者の不法行為責任について論じられている。そしてV章において、アメリカ法の分析から得られた結論がまとめられたうえで、我が国の責任能力者制度に対する示唆が提示されている。

2. 本論文の概要

本論文のI章は、「はじめに」と題する問題提起部分であるが、我が国の民法714条の解釈をめぐる状況と、アメリカ法における未成年者および精神患者が他人に損害を与えた場合における責任の認定基準を研究する意義を述べている。すなわち、我が国の民法714条は、過失責任の原則を貫くために、ただし書において、監督義務者自身の行為義務違反にもとづく責任という形式をとっているが、実際にただし書の免責規定が認められることはほとんどなく、具体的な監督義務違反がない場合にも課される監督義務者の責任は、危険責任である、または一種の保証責任であるといわれており、その根拠は、家族関係の特殊性に求められるとする。しかし、平成27年4月9日の最高裁判決（以下、「サッカーボール事件最高裁判決」）は、子の不法行為について親の責任を否定し、また、平成28年3月1日の最高裁判決（以下、「JR東海事故最高裁判決」）に

において、認知症高齢者の不法行為に対する監督義務者（または近親者）の責任を限定する方向性が示されたが、これは、今後の我が国の監督義務者の責任のあり方を問い直す契機になるものとする。他方で、現在の我が国の制度では、このような場合に責任無能力者本人に賠償責任を負わせることができないため、監督義務者に具体的な過失がない場合には、監督義務者は責任を負わないという方向性を示した以上、これまでは監督義務者が責任を負うという前提で詳細には検討されてこなかった未成年者および精神疾患患者自身の過失認定基準をも明確化する必要があるのではないかという。監督義務者に具体的な過失がない場合に責任を否定することや監督義務者がいないということを正面から認めるためには、判断能力が不十分であったとしても、加害者自身が責任を負う余地を認める必要があり、そのためには未成年者および精神疾患患者自身のネグリジェンスに基づいて責任を負うとされているアメリカ法を研究する意義は大きいとして、本研究の問題意識を明らかにし、研究の意義を強調する。

第Ⅱ章は、未成年者や精神疾患患者およびその監督者のネグリジェンス認定基準を明確化する前提として、アメリカ不法行為法における一般的なネグリジェンス責任の内容とその判断基準につき、その歴史の変遷および根底にある考え方を明らかにするものである。アメリカ法では、日本法の「過失」に近い概念として「ネグリジェンス (negligence)」という概念があり、これは、イギリスで形成・発展し、アメリカにも受け継がれた不法行為類型の一つである。一般的な不法行為におけるネグリジェンスとは、不合理な損害のリスクから他人を保護するために法によって規定された基準を下回る行為であると定義されており、被告にネグリジェンスがあるか否かは、原則として、当該状況下における客観的な合理人基準に基づいて判断されるが、アメリカ法におけるネグリジェンスは、加害者の客観的な行為基準だけではなく、被害者との関係に基づいて相対的に定まるものでもあるという関係主義的ネグリジェンス理論に基づいていることを明らかにしている。また、法と経済学的観点から、社会的損失を最小限にするために誰にどの程度の責任を負わせるのが望ましいかといった学説も有力に唱えられており、アメリカ不法行為法においては、実損害のてん補だけではなく、将来発生する加害行為または損害の抑止を重視する特徴があることを浮き彫りにする。

第Ⅲ章は、アメリカにおける未成年者の不法行為責任および親の監督責任について検討するものである。まず、未成年者のネグリジェンス認定基準について、アメリカ法では、単に未成年者であるという立場のみによって責任を免れることはなく、同様の状況下における同じ年齢、知性、経験のある未成年者に求められるのと同様の注意義務にしたがって、ネグリジェンス責任の有無が判断されていることを、判例およびリステイトメントの分析を通じて明らかにしている。ただし、未成年者であってもエンジンの付いた乗物の操縦等、通常成人が行うと想定される活動に従事している場合には、成人の基準でネグリジェンスが判断され、また、故意による場合には、比較的低年齢であっても、不法行為責任が肯定されている。このように未成年者に特別な基準を設けることの正当化根拠として、①行為能力に制限があること、②寄与過失から未成年者を保護すること、③未成年者の成長を奨励すること、④未成年者を保護すること、の4点が提示されていることは、Ⅱ章で示された関係的な責任構造の点からも興味深い指摘である。

次に、未成年の子の不法行為に対する親のネグリジェンスについて、アメリカ法では、原則として、ただ親子であるという理由だけで親は子の不法行為の責任を負うことはない。リステイトメントからも、親が責任を負うのは、子が当該損害を引き起こすであろうことを合理的に見てきたにもかかわらず、その子の行動をコントロールすることを怠ったという具体的なネグリジェンスがある場合に限られている。すなわち、①親が子に危険な道具を与えた場合、②親子間に雇用関係があった場合、③親が子の行為に同意し、またはこれを追認していた場合、④子の監督に具体的な注意義務違反があった場合、であるとする。他方、子の行為が故意による場合や子の危険な行為を容認していた場合には、親の賠償責任法という制定法に基づいて事実上無過失で親の責任が認められることがある。したがって、親が監督責任を負うのは、子の行為の悪質性が高い場合が多く、また、親の予見可能性が認められる範囲も非常に限定的であることが示されている。親

は子の代わりに責任を負うのではなく、親自身のネグリジェンスに基づいて責任を負う基準が、その行為類型に応じて明らかにされている。

第IV章は、精神疾患者の不法行為責任について検討するものであり、本論文の重要な部分を構成する。すなわち精神疾患者は、原則として、通常合理人の基準に基づいてネグリジェンスを認定されており、各州制定法や判例、リスティメント等において、精神疾患を理由とした免責が認められてこなかった正当化根拠として、①立証の困難さ、②精神疾患を偽装することの防止、③被害者の予見可能性、④相続人へのインセンティブが主張されているとし、学説の動向を踏まえて、それぞれの根拠が妥当性を有しているかが、詳細に分析されている。特に、最近の神経科学（neuroscience）の発達およびその知見が刑事裁判において活用されていることを踏まえて、精神疾患者の不法行為責任を原則として肯定することの正当化根拠として、立証の困難さ（①）が説得力を失いつつあるが、それにもかかわらず、精神疾患を証拠として提出することが認められてこなかった背景には、潜在的被害者の予見可能性という考慮が伏在していると指摘した点は傾聴に値する。

さらに、精神疾患者が被害者と特別な関係にある場合、例えば、精神疾患者が精神疾患を理由として病院や施設に入居している場合には、精神疾患者は自己の行動をコントロールまたは理解することができない一方で、病院や施設の看護師や職員等は精神疾患者の危険な行動を予見することができることを指摘した。したがって、このような場合には、原則として、精神疾患者は病院や施設の看護師等に対して注意義務を負っておらず、看護師等に対して行った不法行為の責任を問われない。このような場合には、原則として、fireman's rule（消防士に対する注意義務軽減準則）が適用され、一般的に精神疾患者に責任を負わせるための根拠を欠いており、精神疾患者に責任を負わせることでかえって不合理な結果をもたらすと考えられるからである。ただし、精神疾患者が無条件に免責されるとは限らず、精神疾患を考慮したうえで、合理的に行動したか否かが判断される場合もあり、この点についても、アメリカ法は個別具体的なアプローチにより責任の有無を判断していることが伺えるとする。

以上のアメリカ法の分析を踏まえて、第V章は、今後の我が国における責任無能力者の不法行為責任のあり方に、一定の新たな視座を提供する。すなわち、我が国において、JR 東海事故最高裁判決を契機として浮き彫りになった認知症高齢者による不法行為に対する監督者の責任という問題は、制定時には想定されていなかったことであり、高齢化社会が進むにつれて、ますます重要度を増すと思われるところ、判断能力が不十分な者の不法行為責任を免除し、代わりに監督者に当然に責任を負わせる制度について、近年においては過失判断とのオーバーラップが指摘されている。また、そもそも責任能力制度の根拠自体に対しても疑問が提示されており、責任能力制度と過失判断を区別して考える我が国の不法行為責任構造が再構築を迫られていることを示している。したがって、加害者の判断能力が不十分な場合、アメリカ法について検討してきたネグリジェンス認定基準を参考にして、各人の具体的な帰責事由にもとづいて、過失の有無を判断すべきであると結論付ける。

これに対しては、被害者の保護といった観点からの批判が考えられるが、未成年者や精神疾患者であっても資力がある場合や保険に加入している場合も考えられ、また、加害者の無資力のリスクは、未成年者や精神疾患者に限ったことではないため、被害者の救済に関しては別途政策的な面からも総合的に検討する必要があると考えられるとする。資力の有無にかかわらず、各人のネグリジェンスに基づく責任制度が維持されているアメリカ法を参考にして、被害者救済を担保しながら、不合理な損害の発生を防止するための一定の抑止効果をも期待できる基準が望ましいとする。

論文審査結果の要旨

1. 審査経過

2017年11月30日に、大北氏より博士学位申請論文が提出され、同年12月6日の本学研究科委員会において、審査手続を開始することが了承された。その後、本学学位規定等にもとづいて、2018年1月31日に、3名の審査委員による公開の口頭試問を実施した。この口頭試問においては、申請者である大北由恵氏から、あらためて本論文の問題意識および論文内容の概略について説明されたうえで、審査委員と大北氏との間で本論文に関する質疑応答があった。

2. 総合的評価

我が国においては、判断能力が不十分とされる者については、カテゴリー的に不法行為責任が免除され、代わりに監督義務者が責任を負うという責任構造を有しているが、近年、責任能力の問題が具体的な過失判断と重複する最高裁判決が出されており、その責任構造に「ゆらぎ」がみられる。他方、アメリカ法においては、一般的に個々の具体的状況における客観的な注意義務の措定およびその違反の有無が、ネグリジェンス責任の認定基準とされている。本論文は、未成年者や精神疾患患者およびこれらの者と密接な関係にある者が、いかなる根拠にもとづいていかなる場合にネグリジェンス責任を負うのかという問題意識から、ネグリジェンス認定に関する一般の基準の内容とその変遷、判断能力の不十分な者がネグリジェンス責任を問われた判例の理論動向、各州の制定法の動向と根拠、最新の神経科学がネグリジェンス認定に与える影響などを、総合的に検討するものである。これまで我が国において、アメリカの未成年者が他人に損害を与えた場合における未成年者本人または親の責任について紹介した研究は散見されるが、アメリカ法におけるネグリジェンス責任の基本概念を明らかにしたうえで、判断能力の不十分な者の不法行為責任を、神経科学の知見を含めて総合的に分析し、ネグリジェンス責任を負うとする根拠およびその認定基準を明らかにした先行研究は存在せず、その内容と手法において、独創性、新規性に富む研究であるといえることができる。

本論文の意義として第一に指摘することができるのは、本論文が扱うテーマの現代的な重要性である。上述したとおり、我が国では、平成27年4月にいわゆるサッカーボール事件最高裁判決が、平成28年3月にはJR東海事故最高裁判決が下され、加害者の判断能力と不法行為責任をめぐる理論が大きな注目を集めている。従来、未成年者や精神疾患患者等、いわゆる責任能力を有しない者の不法行為責任を免除する一方で、その監督義務者が事実上の無過失責任を負うと考えられてきたところ、上述の最高裁判決では、民法714条にもとづく監督義務者の責任を限定的に解し、具体的な過失の有無の判断に近接したと評価することもできる。そうであるとすれば、従来カテゴリー的に責任能力が否定されてきた場合において、加害者本人またはこれと一定の関係にある者の具体的かつ客観的な過失の評価が問題となる可能性が考えられる。立法論はともかく、不法行為責任構造が異なるアメリカ法の内容が、直ちに我が国の不法行為法に妥当するものでないかもしれない。しかしながら、超高齢化社会が目前に迫り、また、核家族化等の家族形態の変容がみられる中で、今後ますます認知症等を患った高齢者の不法行為が増加することが予想される。また、精神疾患患者のノーマライゼーションが叫ばれている状況では、本人が当然に免責され、その代わりにいわゆる監督義務者が代位責任を負うという考え方は再構築を迫られているといえる。さらに、親子関係に関しても決して一律ではなく、家庭環境、未成年者の年齢、自立状況は多様であり、未成年者のいわゆる事理弁識能力も個人によって異なっていると考えられる。離婚および再婚が増えた場合には、親子関係のあり方は、さらに多様化すると予想される。我が国におけるこのような事情に鑑みて、加害者の判断能力が不十分であったとしても、客観的合理人の基準にもとづいて不法行為責任の有無を判断するアメリカ法の背景、理論動向、政策的根拠および医学的知見の導入の影響を明らかにすることは、加害者の不法行為責任を、いかなる根拠でいかなる

場合に認定していくかを検討する際に、大変貴重な示唆を与えるものである。その意味では、本論文が扱うテーマは、高齢化社会または現代社会における最重要課題の一つといっても過言ではない。

第二の注目すべき特徴として、外国法研究としての緻密さを挙げることができる。本論文では、アメリカ法における一般のネグリジェンス責任の認定基準をめぐる歴史および現代的展開の状況を丹念に辿ったうえで、未成年者および精神患者が故意または過失により他人に損害を与えた場合における不法行為責任につき、相当数の判例、第1次から第3次不法行為法リステイトメントに至るまでの理論動向、各州の制定法および多様な学説が、細部にわたって入念に分析されている。すなわち、アメリカ不法行為法に関する我が国の先行研究のいずれをも上回る緻密さ、詳細さをもって分析がされているが、他方で、個別の判例や各州の特殊性のみに捕らわれることなく、アメリカ法の全体的な理論動向を抽出するという作業も行っており、外国法研究の分析として、絶妙なバランスが取れている。多様な内容をもつアメリカ法を、個別に詳細な検討を加えながらも、全体的な理論動向を見失わずに分析する手法は鮮やかというほかない。本論文は、英米不法行為法研究に対して極めて大きな貢献をしていると評価することができる。

第三の意義は、多角的な視点による総合的な検討がされている点である。本論文は、未成年者、精神患者またはこれと一定の関係にある者のネグリジェンス認定の基準、考慮要素およびその根拠につき、アメリカ法（州法）の多様性を考慮しつつ、一般のネグリジェンス責任の歴史的展開および機能との関連性、刑事責任との異同、病院や施設に入院している患者の特質等、多面的な視点または考慮にもとづいて、明らかにしている。特筆すべきは、アメリカにおける最先端の神経科学（neuroscience）の内容を精査したうえで、精神患者のネグリジェンス責任の認定において、この分野の知見の有用性およびその限界を示したことである。我が国においても今後、精神患者の不法行為責任の有無およびその範囲を判断する際に、有力な証拠の一つとして神経科学の知見が導入される可能性は高く、本研究が実務的価値をも有するといえることができる。

とはいえ、本論文にも課題は残る。例えば、我が国の不法行為法における責任能力と過失を分けて考える構造と、アメリカ法のネグリジェンス責任の認定方法との違いについて、より詳細な分析、解説がされていれば、我が国の不法行為法研究者にとっては、より有用な研究となったであろう。また、未成年者と精神患者の性質の異同をふまえたうえで、両者に対して同じ基準にもとづいてネグリジェンスを認定すべきかどうか、その評価について十分な検討がされているとはいえない。さらに、アメリカにおける家族関係の特質、保険制度を含めた被害者救済のあり方という視点からの分析が不足しており、今後の課題として残されている。

しかしながら、本論文におけるこのような課題の存在を考慮しても、全体としてみれば、本論文の学術的価値に対する評価は、いささかも減じられることはないというべきである。

なお、本論文の一部については、法学部研究会での報告を終了し、「アメリカ法における精神患者の不法行為責任」と題して、本学の紀要である法と政治62巻2号に掲載される予定である。

3. 結論

上述したように、本論文の内容および手法の独創性、新規性、扱うテーマの重要性、詳細な外国法研究としての価値、そして多角的・総合的な分析がされているという点に鑑みて、本論文の学術的価値は高いと評価することができる。すなわち、本研究科の「課程博士に関する内規」において規定されている「研究者として期待される独創的な研究成果」に該当するものであるといえる。

また、2018年1月31日に実施された口頭試問において、本研究の意義、アメリカ法の内容、日本法に対する示唆等について審査委員からそれぞれ質問がされたが、申請者本人から適切かつ十分な回答・説明がされ、有益な議論が展開された。

したがって、本審査委員会は全員一致で、本論文が博士学位（甲号、いわゆる課程博士学位）の申請論文としての水準を十分に満たす研究業績であるとの結論に達したので、ここに報告する。